

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

※申込みは原則1日から受付開始
※特に記載のない場合、対象は市内
在住・在勤・在学者、申込み不要

お知らせ／募集
相談健康
公民館・スポーツ
図書館
施設
教育
福祉
産業振興
子育て
地域活動
ごみ・資源

お知らせ／募集
相談健康
公民館・スポーツ
図書館
施設
教育
福祉
産業振興
子育て
地域活動
ごみ・資源

【5月は消費者月間】
防犯シールセットを
配布しています

5月の消費者月間に合わせて防犯シール
セットを配布しています。
このシールは、玄関やインターホン、電話
付近など身近な場所に貼っておき、突然の訪
問勧誘や還付金詐欺、オレオレ詐欺などに注
意するためのものです。ぜひご活用ください。

申込み 消費生活
相談ルーム ☎ 06
(6383) 2666 (産
業振興課内) へ



●募集
物産品展示コーナー
出展企業募集
市内事業所の物産品を廣
く紹介するため、市役所
1階ロビーおよび産業支
援ルーム前で展示していま
す。主力製品・商品を展示
する事業所を募集します。
出展期間 6月1日～来年
5月31日(更新可能)
募集 2社/出展費用無料

●お知らせ
パートタイマー等
退職金共済制度に
加入しませんか
市内事業所で働くパー
トタイマーなどの従業員
の福利厚生と雇用安定の
ため、市が事業主にかわつ

◆たちより体操タイム

保育所・幼稚園で、高齢者(65
歳以上)が乳幼児と一緒になっ
て体操しています。
気軽に参加ください。



ところ	とき(5月)
鳥飼保育所	7日(月)・21日(月) 午前10時～10時15分
子育て総合支援センター	9日(水)・23日(水) 午前9時45分～10時
とりかい幼稚園	14日(月) 午前9時50分～10時
べふこども園	21日(月)・28日(月) 午前10時～10時15分
せつつ幼稚園	25日(金) 午前10時10分～10時25分

問合せ 各園・所へ (26ページを参照)

●高齢福祉
◆ふれあい入浴 ①5月19
日(土)午後2時～6時にとり
かい白鷺園で②20日(日)午後
4時～10時に、松竹温泉と
ヘルシーバス千里丘/対象
は①65歳以上②小学生以下
と65歳以上/※氏名・連絡
先を書いたメモをご持参く
ださい※入浴に必要な物品
(シャンプー、石鹸、タオル
など)は各自でご持参く
ださい/問合せは高齢介護
課へ

◆介護予防講座「がんば
らない体操」1部は「が
んばらない体操」、2部は
ニュースポーツ「カーリン
コン」※片方のみの参加可
①5月24日(木)に、鳥飼体
育館で②29日(火)に、子育て
総合支援センター遊戯室
(旧三宅スポーツセンター)
で③6月12日(火)に、正雀体
育館で④19日(火)に、味生体
育館で※いずれも午後1時
半から②のみ午後2時か
ら/対象は60歳以上/要
申込み(各開催日の3日前
までに高齢介護課へ☎可・
先着)

日常生活用具の対象品目・助成額を一部改正

市では、在宅の重度障害者(児)の日常生活の利便を図るための給付や貸
与を行っており、今年度から、制度の一部で金額改定となり、品目も追加さ
れました。変更点は次の通りです。 問合せ 障害福祉課へ



	種目 (耐用年数)	性能	対象障害 (障害の程度)	助成限度額	備考
金額改定	特殊マット (5年)	床擦れ、汚染を防止 できるもの	▽下肢・体幹に 係る障害が1 級・2級の障害 児▽A判定者 ▽難病者	97,000円	常時介護を要する者、難病患者 は寝たきりの状態にある者 に限る。障害児は、3歳以上 の者を原則とする。
	移動用リフト (4年)	被介助者の移動に使用 。※天井走行型な ど、住宅改修を伴う ものを除く。	▽下肢・体幹に 係る障害が1 級・2級▽難病 者	250,000円	障害児は、3歳以上の者を原則 とする。
品目追加	吸引・吸入両用器 (5年)	対象者や介護者が容易 に使用できるもの	呼吸器に係る 障害が1級・3 級	113,400円	障害児は、学齢以上の者を原則 とする。
	視覚障害者用血圧 計(音声式)(5年)	対象者が容易に使用 できるもの		16,800円	視覚障害者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯とする。
	地上デジタルテレビ 放送対応ラジオ (5年)	対象者が容易に使用 できるもの	視覚に係る障 害が1級・2級	29,000円	障害児は、学齢以上の者を原則 とする。
	視覚障害者用IC タグリーダー・レ コーダー(5年)	ICタグなどの媒体に 音声を記録し、再生 するもの		59,800円	障害児は、学齢以上の者を原則 とする。

職業適性検査を
受けてみませんか

市役所で、職業適
性検査を受けること
ができます。
自分の能力や個性
を生かせる職業を調
べてみませんか。



検査方法 A3用紙に書かれた質問事項に記
入後、職業に関連した性格特性が数値として
示されます。数値をもとに、職員が適した職
業をアドバイスします。
利用時間 午前9時～午後5時15分(予約
不要)
場所 市役所4階・産業振興課
問合せ 産業振興課へ

●暮らしのワンポイント
美容医療もクーリング
オフできます
特定商取引法が改正され、
これまで対象ではなかった
「美容医療」も法律の規制を
受けることになりました。契
約前に契約内容やサービス
内容の説明が適切にされてい

ない、契約書面がないため、
契約内容で「言った、言わな
い」のトラブルになり、美容
クリニックが解約を一切認め
ないなどの美容医療トラブル
に対し、規制が設けられまし
た。
★改正点 美容医療の提供期
間が1カ月を超え、かつ支払

い総額が5万円を超える契約
では、概要書面、契約書面の
交付が義務付けられました。
また、書面受領日から8日間
はクーリング・オフができ、
さらにその期間が過ぎても中
途解約が可能になりました。
★対象となる美容医療
①脱毛②にきび・しみ・ほく
ろなどの除去等③シワ・たる
み取り④脂肪の減少⑤歯の漂
白